

山梨県公報

号外第三十七号

令和七年

十月十七日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………二

規 則

山梨県規則第四十四号

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「第六項第七十一号」を「第七項第一号」に改め、同条第六項第九号を削り、同項第十号中「第五十条第五号、第六号、第六号の二及び第七号から第七号の三まで並びに第五十一条第三号から第五号まで」を「第五十条第七号の三」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号から第十七号までを削り、第十八号を第十号とし、第十九号から第三十三号までを八号ずつ繰り上げ、第三十四号から第三十八号までを削り、第三十九号を第二十六号とし、第四十号を削り、第四十一号を第二十七号とし、第四十二号から第四十八号までを削り、同項第四十九号中「住宅地区改良法」の下に「（昭和三十五年法律第八十四号）」を加え、「から第五十三号まで」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項中第五十号から第五十二号までを削り、第五十三号を第二十九号とし、第五十四号から第六十号までを削り、第六十一号を第三十号とし、第六十二号から第七十号までを三十一号ずつ繰り上げ、第七十一号及び第七十二号を削り、

第七十三号を第四十号とし、第七十四号から第七十六号までを三十三号ずつ繰り上げ、同条第七項中「前項第七十一号及び第七十二号」を「次」に、「同表七の項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

第四条第八項中「第六項第七十一号及び第七十二号」を「前項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十五号

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

山梨県住民基本台帳法施行細則（平成十四年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項中「別表第一第三号」を「別表第一第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第一第四号」を「別表第一第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一第五号」を「別表第一第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一第六号」を「別表第一第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一第七号」を「別表第一第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一第八号」を「別表第一第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「別表第一第十号」を「別表第一第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「別表第一第十一号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「別表第一第十四号」を「別表第一第十二号」に改め、同項を同条第十二項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十六号

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「並びに同条第二号の生活介護及び同条第四号の施設入所支援」を削り、同表二の項中「第三条第三号」を「第三条第二号」に改め、「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第四条中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」、「及び知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十六条第一項」及び「業務ごとの」を削り、同条の表を次のように改める。

入所定員	入所期間	入所資格
前条の表一の項の定員内	入所の日から十八歳（知事が特に必要と認めた場合は、二十三歳）に達する日の前日まで	条例第三条第一号イに掲げる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十七号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第十一条第五項」を「第十一条第五項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約を締結することができない入居者に対しては、当該連帯保証人を立てること及び当該書面の提出を必要としないこととすることができる。

第六条の三の見出し中「特別な」を「特別の」に改め、同条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第五項本文」に、「特別な」を「特別の」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第十一条第五項」を「第十一条第五項本文」に改め、同条第五項中「第十一条第五項」を「第十一条第五項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約を締結することができない入居者に対しては、当該連帯保証人を立てること及び当該書面の提出を必要としないこととすることができる。

第六条の三に次の一項を加える。

6 条例第十一条第五項ただし書の規則で定める特別の事情があると認める者は、同項本文に規定する県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約を締結することができない者とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（次項において「新規則」という。）第五条第四項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に同条第二項前段の場合に該当することとなった入居者について適用し、同日前に同項前段の場合に該当することとなった入居者については、なお従前の例による。

3 新規則第六条の三第五項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に同条第四項前段の場合に該当することとなった入居者について適用し、同日前に同項前段の場合に該当することとなった入居者については、なお従前の例による。